

(案)

大成小学校跡地活用検討会議 (第1回)

令和8年7月28日
東成区役所

未利用地等の活用にかかる本市の指針について

◆大阪市未利用地活用方針（平成19年）

処分検討地・継続保有地・事業予定地に分類、売却を重点においた取組

◆未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針（令和4年）

定期借地制度等運用の分類

- （1）売却が困難又は活用まで長期間を要するもの
- （2）施策等推進・実施において貸付が適当なもの
- （3）学校跡地など、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続 又は新たに設ける必要があるもの

※学校跡地を含め未利用地については売却が基本ですが、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。

大成小学校跡地の活用の基本的な考え方

大成小学校は避難所等の地域防災拠点として重要であること、
また、地域コミュニティの拠点として重要であること。



大成小学校の跡地は、地域の防災拠点・地域コミュニティの拠点として、
売却せずに地域の防災・まちづくりに資する機能を確保することとする。

地域防災拠点機能の確保について

大成小学校跡地活用の検討にあたっては、現行（大成小学校）の地域防災拠点機能の確保をめざす。

◆避難受入可能人数の確保

災害時避難所：	9 5 0 人
一時避難場所：	2, 0 0 0 人
津波避難ビル：	8 1 6 人

※各受入可能人数は令和8年3月末時点

◆備蓄物資の保管スペースの確保

◆定期的な防災訓練の実施機会の確保 等

大成小学校跡地の活用の方向性について

◆地域防災拠点機能の確保

- ・災害時避難所等の機能、備蓄物資の保管スペースや防災訓練の実施など、現行（大成小学校）の地域防災拠点機能を確保する。

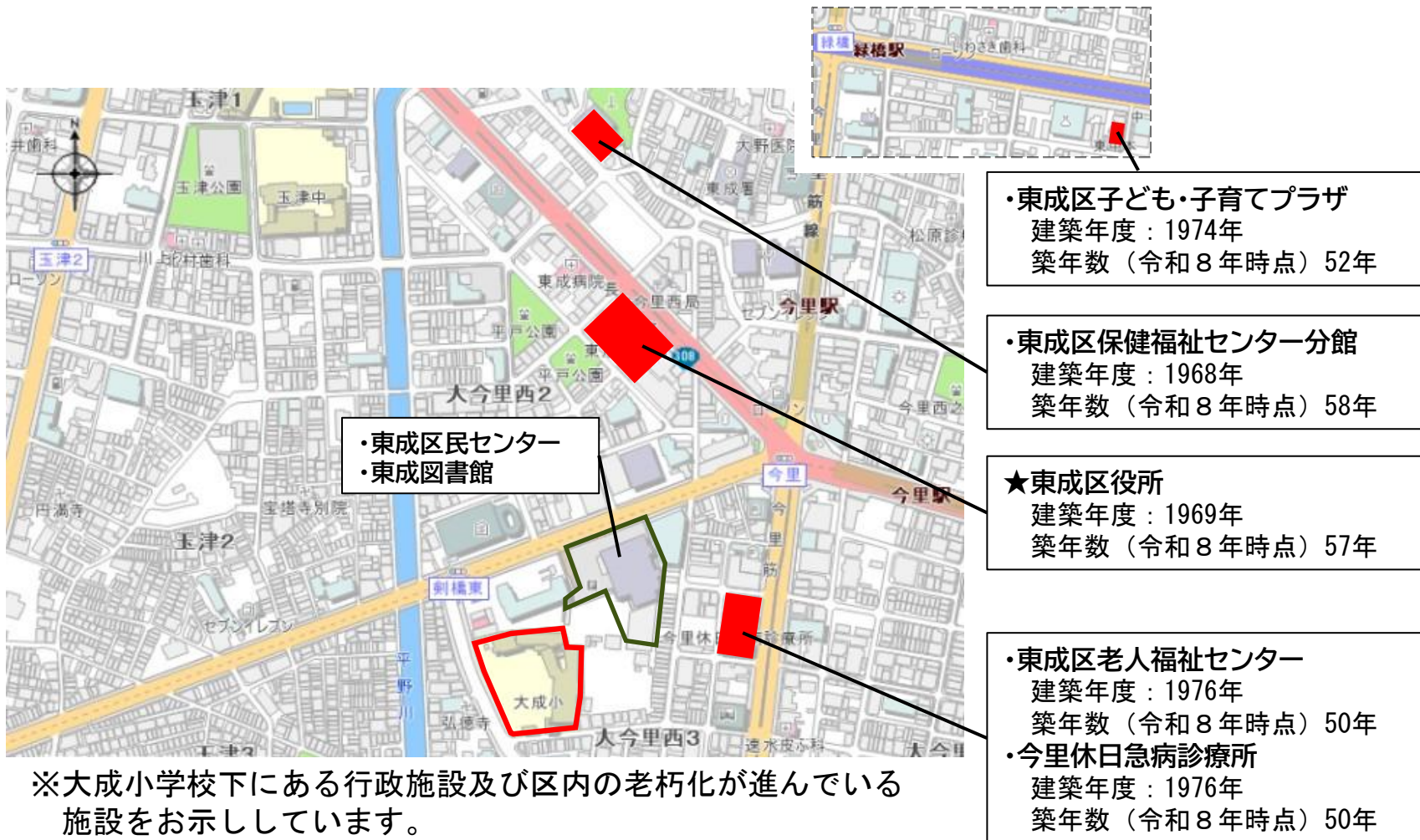
◆地域コミュニティ機能の確保

- ・上記防災機能に加えて、現在実施されている地域行事の継続に向けて地域コミュニティ機能を確保できるよう検討を進める。
（地域行事）盆踊り、大成フェスタ、こども神輿、餅つき など

◆行政機能の集約化・多機能化

- ・東成区庁舎の建替え移転に合わせて、区内の行政サービスを総合化・集約化する。（P 6 参照）
- ・子育て支援施設や老人福祉施設などの施設を複合化・多機能化することで、行政機能の充実及び区民サービス向上に向けた相乗的な効果が期待できる。
- ・上記施設の複合化・多機能化により、子どもから高齢者まで幅広い世代の区民の活動・交流ができる場の確保（地域コミュニティ機能の確保）を通じて、さらなる地域コミュニティ活動の活性化が期待できる。

大成小学校位置図及び区内の行政施設の状況



行政サービスの集約化による市民サービスの向上

◆ 10区庁舎建替えビジョン（令和7年）

供用開始から50年以上を経過した区役所（10か所）の建替え



東成区役所は1969年に建設し、現時点（令和8年時点）で57年が経過しており、10区庁舎建替えビジョンの対象となっている。



- ・ 区役所業務と親和性が高く相乗効果が期待できる施設や区内で老朽化が進む施設を中心に、複合化を検討する。
- ・ 施設の効率的・効果的な活用や市民サービス向上の観点から、多機能化について検討する。

まとめ

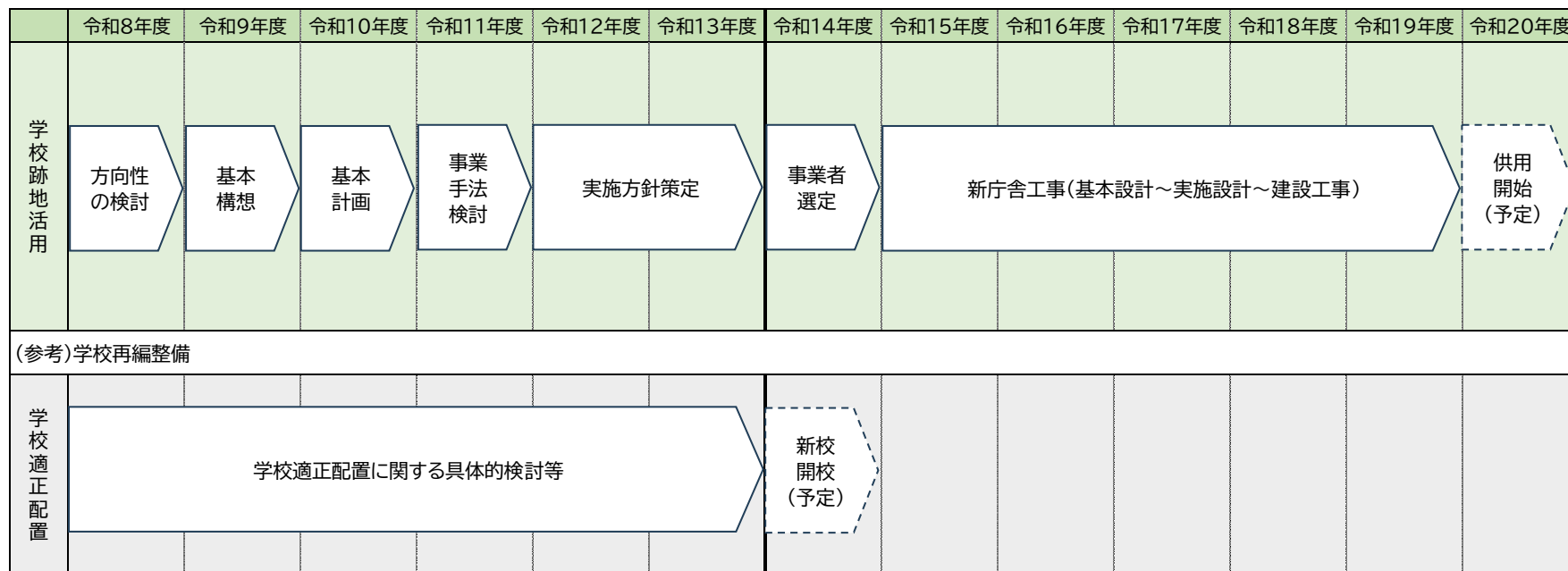
◆地域防災拠点機能の確保

◆地域コミュニティ機能の確保

◆行政機能の集約化・多機能化

上記３点を核とした、跡地活用の検討を進める。

大成小学校跡地活用に向けたスケジュール (予定)



※現時点でのスケジュールのため、社会情勢等の変化等や方向性が具体化すればスケジュールを変更することがある。

※必要に応じて学校跡地活用検討会議での意見聴取を実施。

大成小学校跡地活用検討会議（概要）

【目的】

再編整備後の大成小学校の在り方を考え、今後の活用方策に関する事項について意見を聴取する場として、学校跡地活用検討会議を開催する。

【メンバー構成】

次に掲げる者のうちから、地域の実情に応じて選定し、区長が委嘱する。

- ・大成地域福祉連絡協議会が推薦する者
- ・上記のほか、区長が適当と認める者

【意見聴取事項】

- ・再編整備後の大成小学校跡地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関する事
- ・再編整備後の大成小学校跡地の活用方策に関する事
- ・その他目的を達成するために必要な事項に関する事

【会議の開催頻度】 年 1 ～ 2 回程度

【任期】 令和15年 3 月31日まで

【その他】

区長が必要と認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、意見を聴取することができる。